

# 山形市学校給食センター整備運営事業

## 実施方針

平成18年12月22日

山形市

山形市（以下「市」という。）は、民間の資金，経営能力及び技術能力の活用により，財政資金の効率的かつ効果的活用を図るため，山形市学校給食センター整備運営事業を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

本実施方針は，PFI法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の選定を行うにあたって，「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する基本方針」（平成12年3月13日内閣告示第11号。以下「基本方針」という。），「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成13年1月22日）等に則り，本事業の実施に関する方針として定めたものである。

## 目 次

第 1	特定事業の選定に関する事項.....	2
1	事業内容に関する事項.....	2
2	特定事業の選定及び公表に関する事項.....	7
第 2	事業者の募集及び選定に関する事項.....	8
1	事業者の募集及び選定方法.....	8
2	事業者の募集及び選定の手順.....	8
3	入札参加者の備えるべき参加資格要件.....	11
4	審査及び選定に関する事項.....	13
第 3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	14
1	責任分担に関する基本的な考え方.....	14
2	予想されるリスクと責任分担.....	14
3	事業の実施状況の監視.....	14
第 4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	15
1	立地条件.....	15
2	施設要件.....	15
第 5	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	16
第 6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	16
1	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	16
2	市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	16
3	当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合.....	16
4	金融機関と市の協議（直接協定）.....	17
5	その他.....	17
第 7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	17
第 8	その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	17
1	議会の議決.....	17
2	入札に伴う費用負担.....	17
3	実施方針に関する問合せ先.....	17

## 第 1 特定事業の選定に関する事項

### 1 事業内容に関する事項

#### (1) 事業名

山形市学校給食センター整備運営事業

#### (2) 公共施設等の管理者等の名称

山形市長 市川昭男

#### (3) 事業の目的

子どもたちを取り巻く食の環境は、インスタント食品やレトルト食品などの普及に加え、ファーストフードや外食産業の多様化などにより、益々便利になる一方で、栄養のバランスが偏りがちになることが心配されている。また、不規則な生活からくる欠食や偏食、孤食など食生活そのものの問題が顕在化し、食事からくる児童生徒の生活習慣病の増加や低年齢化さえ危惧される状況となっている。

このような中で、小中学校の児童生徒は、特に心身の発達が著しく、この時期にこそ、望ましい食習慣の形成や自己の健康管理ができる能力を育てることが重要である。食生活の基本は家庭が担うべきものであるが、子どもたちにとって年間の半数余りの昼食をまかなう学校給食が果たす役割は非常に大きく、栄養バランスのとれた、安全安心でおいしい給食を提供する学校給食センターへの期待も高くなっている。

山形市学校給食センターは、一日あたり最大 22,000 食を調理する大規模施設である。しかし、第一調理棟は築 39 年、第二調理棟は築 36 年を経過し、老朽化した施設と設備は耐用の限界に差し掛かっていること、衛生管理の面からも、現在のウエットシステムの施設では「大量調理施設衛生管理マニュアル」や「学校給食衛生管理の基準」などの基準を満たすことが困難となっていることから、本事業により新たな施設の整備を行うものである。

整備運営にあたっては、PFI の手法を取り入れることにより、民間企業が有する最新の技術や知識、運営におけるリスク管理能力等を活用し、安全でおいしい給食の提供を効率的かつ効果的に実施することを目的とする。

#### (4) 事業の手法

本事業は、PFI 法に基づき、市所有の土地に事業者自らが新たに学校給食センターの整備等を行い、その事業期間内において施設等の維持管理及び運営を行うものである。

次に掲げる事項を十分に踏まえ、事業を実施するものとする。

ア 維持管理業務及び運営業務については、「学校給食衛生管理の基準」(文部科学省)及び大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)に適合するとともに、HACCP(Hazard Analysis Critical Control Point)の概念を取り入れた確実な衛生管理の下で、安全でおいしい給食を提供する。

- イ 食物アレルギーを持つ児童生徒への給食の供給にも対応した施設とし、これに応じた給食の運営等システムを構築する。
- ウ 高効率の節水・節電システムなどを導入することで、省エネルギー化を図るとともに、新エネルギーの利用などにより、環境負荷の低減に配慮した施設設備等を整備する。
- エ 廃棄物（給食の残滓を含む。）の再利用・再資源化等を促進することにより、その発生を抑制し、可能な限り排出を抑制する。
- オ 事業者の業務範囲に施設等の整備及び維持管理業務のみならず、給食の運営業務（調理業務等を含む。）を加えることにより、より高いVFM（Value for money）を獲得するとともに、財政支出の削減を図る。

#### （５）事業の内容

##### ア 施設概要

- (ア) 事業用地 山形市大字村木沢字向川原 4699-4 他
- (イ) 敷地面積 約 3.4ha
- (ウ) 提供食数 1日当たり最大 22,000 食
- (エ) 施設規模 1日当たり 11,000 食の調理能力のある施設を 2 棟整備することを想定している。（3 棟以上を整備する提案も可とする。）

##### イ 事業方式

PFI法に基づき、市と事業契約を締結し、事業者自らが当該施設を設計・建設し、施設の所有権を市に移管した後、その施設の維持管理及び運営等を行うBTO方式とする。

##### ウ 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- (ア) 設計・建設期間 平成20年1月～平成21年2月（1年2ヶ月間）
- (イ) 開業準備期間 平成21年3月1日～平成21年3月末日（1ヶ月間）
- (ウ) 維持管理・運営期間 平成21年4月～平成36年3月（15年間）

なお、平成36年4月以降の施設の維持管理及び運営に関しては、必要に応じて事業者の意見をききながら、市が事業期間内に決定する。

##### エ 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

- (ア) 施設の設計業務
- (イ) 施設の建設・工事監理業務（既存給食センターの解体及び整地を含む。）
- (ウ) 施設の維持管理業務
  - ・建築物保守管理業務
  - ・建築設備保守管理業務
  - ・外構等保守管理業務
  - ・調理設備保守管理業務

- ・ 清掃業務
- ・ 警備業務
- (I) 運営業務
  - ・ 調理等業務
  - ・ 衛生管理業務
  - ・ 運搬・回送業務
  - ・ 洗浄・残滓等処理業務
  - ・ 運営備品等の調達業務
  - ・ 開業準備業務

(参考) 運営に関して市が実施する主な業務は次のとおり。

- ・ 献立作成等
- ・ 食材調達及び検収
- ・ 給食費の徴収管理
- ・ 見学の受け入れ
- ・ 試食の受け入れ
- ・ 配膳業務

米飯，パン，牛乳については(財)山形県学校給食会から学校へ直接搬入されるため，本事業の給食の運営事業に含まない。

#### オ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりであり，原則として市が事業者からサービスを購入する形態の事業である。

(ア) 市は，事業者が実施する施設の建設への対価の一部として，あらかじめ定める額を建設一時支払金として事業者に支払う。

(イ) 市は，事業者が実施する施設の設計，建設への対価について，(ア)に記す建設一時支払金を控除した額を，割賦料として維持管理・運営期間にわたり元金均等方式により事業者を支払う。

なお，提案からしゅん工日(基準金利決定日はしゅん工日とする。)までの金利変動については，これを勘案して割賦料の額を改定する。

(ウ) 市は，事業者が実施する施設の維持管理及び運営の対価を，委託料として維持管理・運営期間にわたって事業者を支払う。委託料は，物価変動に基づき，年に1回改定する。

また，委託料は，固定料金と変動料金で構成するものとする。

固定料金には，施設の保守管理，清掃，警備及び車両調達並びに提供食数に関係なく生じる人件費及び光熱水費及び等に係る費用が含まれ，変動料金には，提供食数に応じて変動する調理人件費，光熱水費，残滓処理等に係る費用が含まれることを想定しているが，詳細については入札説明書等で提示する。

(6) 事業のスケジュール(予定)

ア 落札者決定	平成 19 年 9 月
イ 仮契約	平成 19 年 10 月
ウ 契約議案の議会への提案	平成 19 年 11 月
エ 事業契約の締結	平成 19 年 12 月
オ 施設の設計・建設	平成 20 年 1 月～平成 21 年 2 月
カ 所有権の移転	平成 21 年 2 月末日
キ 開業準備期間	平成 21 年 3 月 1 日～平成 21 年 3 月末日
ク 施設の維持管理・運営	平成 21 年 4 月～平成 36 年 3 月

(7) 法令等の遵守

本事業を実施するにあたっては、以下の法令等を遵守すること。

ア 法令

- (ア) 学校保健法(昭和 33 年法律第 56 号)
- (イ) 学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)
- (ウ) 食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)
- (エ) 食品循環資源の再利用等の促進に関する法律(平成 12 年法律第 116 号)
- (オ) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)
- (カ) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)
- (キ) 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成 6 年法律第 44 号)
- (ク) 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)
- (ケ) 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)
- (コ) 水道法(昭和 32 年法律第 177 号)
- (サ) 水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)
- (シ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)
- (ス) 大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)
- (セ) 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)
- (ソ) 振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)
- (タ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)
- (チ) 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)
- (ツ) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)
- (テ) 山形県福祉のまちづくり条例
- (ト) 山形県建築基準条例
- (ト) 山形県屋外広告物条例
- (ニ) 山形県環境基本条例(平成 11 年山形県条例第 7 号)
- (ネ) 美しい山形をつくる基本条例(昭和 63 年条例第 2 号)
- (ノ) 山形市景観条例(平成 8 年条例 20 号)
- (ハ) 山形市学校給食センター設置条例

- (サ) 山形市廃棄物減量及び適正処理等に関する条例（平成 8 年条例第 4 号）
- (シ) 山形市下水道条例（昭和 40 年条例第 29 号）
- (ス) 山形市水道給水条例（昭和 33 年条例第 22 号）
- (セ) その他関係法令等

上記に関する全ての関連施行令・規則等についても含むものとし、また本業務を実施するにあたり必要とされるその他の法令等（条例を含む。）についても遵守のこと。

#### イ 要綱・各種基準等

- (ア) 学校給食衛生管理の基準（文部科学省平成 9 年 4 月 1 日制定）
- (イ) 大量調理施設衛生管理マニュアル（平成 9 年 3 月 24 日厚生省衛食第 85 号）
- (ウ) 山形市開発指導要綱
- (エ) 建設工事公衆災害防止対策要綱（平成 5 年 1 月 12 日建設省経健発第 1 号）
- (オ) 建設副産物適正処理推進要綱（平成 5 年 1 月 12 日建設省経健発第 3 号）
- (カ) 学校環境衛生の基準（文部省平成 4 年 6 月 23 日裁定）
- (キ) 建築設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (ク) 建築構造設計基準及び同解説（建設大臣官房官庁営繕部監修）
- (ケ) 建築鉄骨設計基準及び同解説（ " ）
- (コ) 官庁施設の総合耐震計画基準（ " ）
- (カ) 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課監修）
- (シ) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (ス) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（ " ）
- (セ) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（ " ）
- (ソ) 建築工事標準詳細図（ " ）
- (タ) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（ " ）
- (チ) 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（ " ）
- (ツ) 官庁施設の基本的性能基準及び同解説（ " ）
- (テ) 官庁施設の基本的性能に関する技術基準及び同解説（ " ）
- (ト) その他関連する建築学会等の基準・指針等

## 2 特定事業の選定及び公表に関する事項

特定事業とは、公共施設等の整備等に関する事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。( P F I 法第 2 条第 2 項 )

### ( 1 ) 選定方法

市は、実施方針等の公表及び実施方針等に関する質問回答・意見等の手続を経て、市自らが本事業を実施する場合に比較して、民間事業者が実施することにより、効率的かつ効果的に実施されると認められる場合に、本事業を特定事業として選定する。

ア 施設等の整備業務、施設等の維持管理業務及び給食の運営等業務が同一の水準にある場合においては、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減が期待できること。

イ 市の財政負担が同一の水準にある場合においては、施設等の整備業務、施設等の維持管理業務及び給食の運営等業務の水準の向上が期待できること。

### ( 2 ) 選定の手順

具体的には、以下の手順により客観的評価を行う。

ア 市の財政負担見込額による定量的評価

イ P F I 事業として実施することの定性的評価

ウ 事業者に移転するリスクの評価

エ 上記による総合的評価

### ( 3 ) 選定結果の公表

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と合わせ、事業者の選定その他公共施設等の整備等への影響に配慮しつつ、市のホームページ等で速やかに公表する。

## 第2 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定に当たっては、総合評価一般競争入札により行う。

### 2 事業者の募集及び選定の手順

#### (1) 事業者の募集・選定スケジュール(予定)

本事業における事業者の募集・選定スケジュール(予定)は、次のとおりとする。

平成18年12月22日(金)	実施方針・要求水準書(案)の公表
平成19年1月10日(水)	実施方針に関する説明会
平成19年1月11日(木) ～17日(水)	実施方針等への意見の受付
平成19年1月31日(金)	実施方針等への意見に対する回答
平成19年2月28日(水)	特定事業の選定・公表
平成19年4月2日(月)	入札公告及び入札説明書等の交付
平成19年4月4日(水)	入札説明書に関する説明会及び現地見学会
平成19年4月4日(水) ～9日(月)	入札説明書等に関する第1回質問受付
平成19年4月26日(木)	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答
平成19年5月8日(火) ～11日(金)	参加表明書, 参加資格審査申請書類受付
平成19年5月17日(木)	参加資格審査結果の通知
平成19年5月22日(火)	参加資格がないと認めた理由の説明要求
平成19年5月24日(木) ～28日(月)	入札説明書等に関する第2回質問受付
平成19年6月19日(火)	入札説明書等に関する第2回質問に対する回答
平成19年6月21日(木)	参加資格がないと認めた理由の説明要求に係る回答
平成19年7月26日(木)	入札及び提案書の受付
平成19年9月上旬	落札者決定及び公表
平成19年10月中旬	仮契約締結
平成19年12月下旬	事業契約議決及び締結

#### (2) 応募手続き等

##### ア 実施方針に関する説明会

事業者の本事業への参加を求めするため,実施方針に関する説明会を開催し,事業の内容,事業者の募集及び選定に関する事項等に関し,説明を行う。

- ・日 時 平成19年1月10日(水) 10:00～12:00
- ・場 所 山形市役所10階 1002会議室
- ・申し込み方法 Eメールにより提出すること。(第1号様式)
- \*説明会で実施方針の配布は行なわないので各自持参すること。
- \*車での来場可能。

イ 実施方針等への意見の受付

実施方針・要求水準書（案）に関する意見を次のとおり受け付ける。

- ・受付期間 平成 19 年 1 月 11 日（木）～平成 19 年 1 月 17 日（水）17 時まで
- ・受付方法 Eメールにより提出すること。（第 2 号様式）

ウ 実施方針等への意見に対する回答

実施方針等に関する意見に対する回答書を山形市ホームページにおいて公表する。

エ 特定事業の選定・公表

実施方針等に関する意見を踏まえ、PFI 事業として実施することが適切であると認める場合、本事業を特定事業として選定し、公表する。

オ 入札公告・入札説明書交付

特定事業の選定を踏まえ、平成 19 年 4 月 2 日（月）に入札公告を行い、入札説明書、様式集、要求水準書、特定事業契約書（案）及び落札者決定基準（以下、「入札説明書等」という。）を交付する。

カ 入札説明書に関する説明会及び現地見学会

入札説明書に関する説明会及び現地見学会を次のとおり開催する。

(ア) 説明会

- ・日 時 平成 19 年 4 月 4 日（水）10:00～12:00
- ・場 所 山形市役所 10 階 1002 会議室

(イ) 現地見学会

- ・日 時 平成 19 年 4 月 4 日（水）13:30～15:00
- ・場 所 山形市大字村木沢字向川原地内（山形市沼木建設土砂集積施設）
- ・申し込み方法 Eメールにより提出すること。（第 1 号様式）

\*車での来場可能。

キ 入札説明書等に関する第 1 回質問の受付

入札説明書等の内容等に関する第 1 回質問を次のとおり受け付ける。

- ・受付期間 平成 19 年 4 月 4 日（水）～平成 19 年 4 月 9 日（月）17 時まで
- ・受付方法 質問書（入札説明書に添付）に記入の上、Eメールにより提出すること。

ク 入札説明書等に関する第 1 回質問に対する回答

入札説明書等の内容等に関する第 1 回質問に対する回答書を、平成 19 年 4 月 26 日（木）に山形市ホームページにおいて公表する。

ケ 参加表明書、参加資格審査申請書類の提出

入札参加者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出し、参加資格の審査を受け

ることとする。

- ・受付日時 平成 19 年 5 月 11 日（金）9:00～12:00，13:00～17:00  
（郵送の場合，前日 17 時まで必着。）
- ・受付場所 山形市教育委員会管理課
- ・受付方法 直接持参，もしくは郵送により提出すること。

コ 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果を平成 19 年 5 月 17 日（木）に入札参加者に通知する。

サ 参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に係る回答

参加資格がないとされたものは，参加資格がないと認めた理由について，平成 19 年 5 月 22 日（火）までに書面により説明を求めることができる。説明要求に対する回答を，平成 19 年 6 月 21 日（木）に行う。

シ 入札説明書等に関する第 2 回質問の受付

入札説明書等の内容等に関する第 2 回質問を次のとおり受け付ける。

- ・受付日時 平成 19 年 5 月 24 日（木）～平成 19 年 5 月 28 日（月）17 時まで
- ・受付方法 質問書（入札説明書に添付）に記入の上，Eメールにより提出すること。

ス 入札説明書等に関する第 2 回質問に対する回答

入札説明書等の内容等に関する第 2 回質問に対する回答書を，平成 19 年 6 月 19 日（火）に山形市ホームページにおいて公表する。

セ 入札及び提案書の受付

本事業に関する入札書類及び事業計画等の提案内容を記載した提案書類を受け付ける。

入札の場所及び提案に必要な書類は，入札説明書において提示する。

- ・受付日時 平成 19 年 7 月 26 日（木）  
9:00～12:00，13:00～17:00（郵送の場合，前日 17 時まで必着。）
- ・受付場所 山形市教育委員会管理課
- ・受付方法 直接持参，もしくは郵送により提出すること。

ソ 落札者決定・公表及び事業契約締結

提出された提案書について総合的に評価を行い，山形市学校給食センター整備運営事業 P F I 審査会（以下「審査会」という。）の審査を経て，平成 19 年 9 月上旬に落札者を決定する。落札者は，平成 19 年 9 月下旬を目途に特別目的会社（以下，「S P C」という。）を設立し，平成 19 年 10 月中旬に，市と仮契約を締結する。市は，事業契約に関して山形市議会の議決を経た後，平成 19 年 12 月下旬に，S P C と事業契約を締結する。

### 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

#### (1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

ア 入札参加者は、本施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）、本施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）、本施設を維持管理する企業（以下「維持管理企業」という。）及び運営を実施する企業（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業のグループにより構成されるものとし、入札参加者グループの代表企業を定める。設計企業、建設企業、維持管理企業及び運営企業は、一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。

なお、本事業は、山形市で最初のPFI事業であり、地元企業のノウハウ蓄積や今後のPFI普及の意味から、山形市内に本社を有する企業の積極的な参加を期待する。落札者の審査にあたっては、地域社会及び経済への貢献の度合を考慮する。

イ 入札参加者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。

ウ 入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。

エ 落札者は、仮契約締結までに市内にSPCを設立するものとし、構成員はSPCに対して出資を行う。また、代表企業及び構成員での出資比率は、SPCの全株式の50%を超えるものとし、代表企業は、出資者の中で最大出資比率とする。

オ 建設企業は、SPCから請け負った建設業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知することとする。

(2) 入札参加者の参加資格要件

入札参加者の構成員は、次の参加資格要件を満たすものとする。ただし、工事監理業務と建設業務は、同一の企業又は資本面もしくは人事面において関連がある企業同士が実施してはならない。

ア 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。

イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。

ウ 設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。

(ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所登録を受けた者であること。

(イ) 市の平成 19 年度入札参加資格を有していること。

(ウ) 平成 14 年 4 月以降に 3,000 m<sup>2</sup>以上の施設の基本設計もしくは実施設計の実績を有していること。

(エ) HACCP 対応施設に対する相当の知識を有していること。

エ 建設企業は、次の全ての要件を満たしていること。

(ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。

(イ) 市の平成 19 年度入札参加資格を有し、建築一式工事においてランク A で登録されている者であること。

(ウ) 平成 14 年 4 月以降に 3,000 m<sup>2</sup>以上の施設の施工実績を有していること。

オ 運営企業は、次の要件を満たしていること。

(ア) 学校給食施設又は集団調理施設等における調理業務の実績及び運営能力を有していること。

(イ) HACCP 対応に対する相当の知識を有していること。

(3) 構成員の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員となることはできない。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4（昭和 22 年政令第 16 号）の規定に該当する者

イ 設計企業及び建設企業においては、市の指名停止措置を受けている者

ウ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされている者。

エ 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者又

は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者

オ 本事業に係るアドバイザーと関連がある者。

本事業の業務に関わっているものは、パシフィックコンサルタンツ株式会社である。

カ 直近 3 年分の法人税，消費税，法人事業税又は法人市民税を滞納している者

キ 審査会の委員が属する組織，企業又はその組織，企業と関連がある者。

#### （４）参加資格の確認

参加資格の確認は，参加表明書の提出日とする。ただし，参加資格確認後，契約締結までの期間に，入札参加者または入札参加者を構成する企業が上記入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には，失格とする。

### 4 審査及び選定に関する事項

#### （１）審査会

学識経験者等で構成する審査会が入札書類等の審査を行い，市は，審査会の審査により選定された最優秀提案を基に，落札者を決定する。

#### （２）審査の手順及び方法

##### ア 参加資格審査

参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について，入札参加資格要件の具備を確認し，参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

##### イ 入札書類審査

あらかじめ設定した「落札者決定基準」に従って，審査会において入札書類の審査を総合評価の方法により行い，最優秀提案を選定する。総合評価は，入札参加者の提出した提案内容について，評価項目ごとに得点化し，得点の合計が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

##### ウ 審査事項

審査事項は「入札説明書」に添付する「落札者決定基準」に示す。

##### エ 審査結果

審査結果は公表する。

### 第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1 責任分担に関する基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであるため、施設の整備及び維持管理・運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

#### 2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として別添資料3に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約書（案）に示すものとする。

#### 3 事業の実施状況の監視

市は、事業者が実施する施設の整備及び維持管理・運営について、定期的に監視を行う。なお、具体的な監視の方法、内容等については、事業契約書（案）に定める。

また、事業者の提供する施設の整備及び維持管理・運営に係るサービスが十分に達せられない場合、市は事業者に対して是正勧告を行い、修復策の提出・実施を求めるとともに、必要に応じて、サービスに対する支払いの減額等を行うことができることとする。

## 第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1 立地条件

- (1) 建設予定地 山形市大字村木沢字向川原 4699-4 他
- (2) 用途地域 指定なし (市街化調整区域)
- (3) 建ぺい率 70%
- (4) 容積率 200%
- (5) 敷地面積 約 3.4ha
- (6) 現況 市有地(建設土砂集積施設跡地)
- (7) インフラとの接続

下記インフラとの接続を行う場合は、各管理者の定める規則に従い事業者の負担で整備する。詳細な内容については、事業者にて必要な調査・協議を行い、接続箇所・方法等を決定すること。

- ア 上水道 山形市水道部
- イ 下水道(汚水) 山形市下水道部
- ウ 電力 東北電力
- エ 都市ガス 山形ガス
- オ 電話 NTT東日本

### 2 施設要件

山形市学校給食センターに必要な機能は、以下のものを想定している。

1日あたり 11,000 食の供給能力のある施設を 2 棟整備することを想定している。

(3 棟以上を整備する提案も可とする。)

詳細は、要求水準書(案)で記載する。

区分		必要とする機能
施設本体	給食エリア	検収室 食品庫 冷蔵庫 冷凍庫 下処理室 調理室 和え物室 アレルギー対応食調理室 コンテナ室 洗浄室 器具洗浄室 前室 廃棄庫 雑品庫 油庫 残滓処理室 等
	事務エリア	市職員用事務室 事業者用事務室 会議室 給湯室 市職員用更衣室 事務員用更衣室 調理員用更衣室 洗濯室 乾燥室 休憩室 シャワー室 事務職員・外来用便所 調理員用便所 多目的便所 等
	その他	玄関ホール 調理場見学スペース 設備機器室 プラットホーム 清掃器具庫 等
付帯施設		駐車場 配送車庫 駐輪場 ゴミ置場 排水処理施設 受水槽 等

## 第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合，市と事業者は，誠意をもって協議するものとし，協議が整わない場合は，事業契約中に規定する具体的措置に従う。

また，事業契約に関する紛争については，山形地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において，事業の継続が困難となった場合には，次の措置をとることとする。

- 1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合
  - (1) 事業者の提供するサービスが，事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合，市は，事業者に対して，修復勧告を行い，一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは，市は，サービスの対価の減額又は支払停止措置を取ること，又は，事業契約を解約することができる。
  - (2) 事業者が倒産し，又は事業者の財務状況が著しく悪化し，その結果，事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合，市は事業契約を解約することができる。
  - (3) 前2号の規定により市が事業契約を解約した場合，事業者は，市に生じた損害を賠償しなければならない。
- 2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合
  - (1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合，事業者は事業契約を解約することができるものとする。
  - (2) 前号の規定により事業者が事業契約を解約した場合，市は，事業者に生じた損害を賠償するものとする。
- 3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合  
不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合，市及び事業者双方は，事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは，それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより，市及び事業者は，事業契約を解約することができるものとする。

#### 4 金融機関と市の協議（直接協定）

事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関と市で協議し、直接協定を締結する。

#### 5 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

### 第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

P F I 法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市は、事業者が措置並びに支援を受けることができるよう努める。

また、本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」融資の対象事業であり、応募者は当該融資を利用することを前提として提案することは可能であるが、応募者は自らのリスクでその活用を行うこととし、市は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。

### 第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

#### 1 議会の議決

市は、債務負担行為の設定に関する議案を平成19年定例会（3月議会）に、事業契約の締結に関する議案を平成19年定例会（12月議会）に付議する予定である。

#### 2 入札に伴う費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

#### 3 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

- (1) 担当部署 山形市教育委員会管理課
- (2) 住 所 〒990-8540 山形市旅籠町 2-3-25
- (3) 電 話 (023) 641-1212 (内線 610)
- (4) F A X (023) 641-2531
- (5) 電子メールアドレス kyu-shoku-pfi@city.yamagata.yamagata.jp
- (6) ホームページアドレス <http://www.city.yamagata.yamagata.jp>